

令和2年度 第1回 酒田市景観審議会 議事録

日 時：令和2年7月27日（月） 午前10時00分～午前11時30分

場 所：酒田市役所 3階 第一委員会室

出席者：小松 麻美 委員、兵藤 陽子 委員、佐々木 大祐 委員、佐藤 恒夫 委員、  
伊藤 かほる 委員、阿曾 眞由美 委員、池田 香 委員、遠山 茂樹 委員、  
古川 美紀 委員、高橋 剛 委員、梅津 勘一 委員、村上 成起 委員、  
佐藤 康一 委員 以上13名

欠席者：渡部 芳久 委員

事務局：企画部長、都市デザイン課

傍聴者：報道関係 3名

---

1 開 会 事務局より、本審議会が酒田市景観条例第35条第2項の規定に基づき、開催要件を満たしていることを報告。

2 あいさつ 企画部長

3 諮 問

(1) 議題1号 (仮称) 山形県遊佐町沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について

(2) 議題2号 (仮称) 遊佐洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について

(3) 議題3号 (仮称) 山形県遊佐沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について

4 審 議

議長 これより議事を進めます。始めに審議会の進め方について、事務局から説明をお願いします。

事務局 まず始めに、洋上風力事業の概要、配慮書の審査手続きについて説明させていただきます。次に、3冊の配慮書について、関係する部分を説明し、その後に説明に関する質疑と、配慮書についてのご意見を伺いたいと思っております。

議長 只今事務局より説明がありましたとおり、議第1号「(仮称) 山形県遊佐町沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について」から議第3号「(仮称) 山形県遊佐沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について」までを一括で審議することといたします。はじめに事務局から一括して説明をいただき、質疑応答を行ったのちに、委員の皆様の見解を伺いたいと思います。  
皆さんよろしいでしょうか。

委員 異議なし

議長 ありがとうございます。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明 <遊佐町沖洋上風力発電の経過と今後について>

議長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対して質問等がございますでしょうか。  
今回は事業者が出席しておりませんので、事務局で答えられる範囲での回答となりますので、よろしくお願いします。  
それでは挙手でお願いします。

委員 今までの景観審議会では3基とか6基と基数が少なかったのですが、今回は50基とか60基と多数の計画とされています。まだ業者も事業規模を検討しているとのことでしたが、実際の風車の配置図などはどうなるか分かっているのでしょうか。

事務局 配慮書の段階では具体的な事業計画としてはまだ書かれていない状況になります。次の段階である方法書が出る際には位置、高さ規模等の具体的な事業計画が示されます。見える範囲や角度もそこで想定され、それに合わせて調査を行っていきます。現時点の配慮書ではまだ計画の立案前の段階で環境等に配慮する事項についてを整理したものになりますので、まだ具体的な事業計画というのは示されていない状況になります。

議長 ありがとうございます。  
そのほか質問のある方は挙手をお願いします。

委員 (なし)

議長 それでは、配慮書について皆さんから意見をいただきたいと思います。  
3者とも、事業内容や景観面での記載事項が似通っていますので、意見の整理として、最初に3者に共通する意見として伺い、後ほど、特定の事業者に対する意見を伺うことにしたいと思います。  
3者に共通する意見がございましたら、挙手をお願いします。

委員 今回の3者は、他の地域で同規模の風力発電をやっている経験のある会社なのでしょうか。

事務局 洋上風力発電については、まだ事業的には全国的にも始まったばかりという状況になります。  
洋上風力発電を実施しているところではありますが、この40～50万キロワットの規模については、現在日本国内ではまだないという風に考えております。ただ、他の地域でもすでに4地域ほどについては計画段階に入っているものもございますので、稼働はしていませんけども進んでいる事例はあると認識しております。小さい規模のもの、数万キロワットのものについてはすでに運用されています。

委員 3者共通ということで、一通り見たんですが、かなり金太郎飴的な様相だなと感じました。  
例えば中部電力株式会社の31ページですが、各事業体ほとんど書き方が同じで、環境影響評価法では必ず複数案を設けることが基本なんです。その複数案だとゼロオプションがあっべきなんです。ゼロオプションというのは、場合によっては事業をしない選択肢もありうるというものです。今回すべての複数案につきましては「広く区域を設定して段階的に絞り込んでいく」か、「絞り込む過程にあるがそれは複数案の一種としてみなすことができる」と表現されています。先ほどの質問にもありましたように、方法書、準備書に行かないと基数とか配置とかがどうなるかわからないんです。実質複数案というのは、具体的なな

のが示されません。すると、ゼロオプションの取り扱いにつきまして、民間事業では計画段階において既に事業の必要性を十分に検討したことを前提に、事業を実施するわけですから、ゼロオプションは現実的でないという意見がマニュアルにも記載されています。そういうことを根拠にして、民間事業ではゼロオプションを想定することは現実的でないことが正解のように記載されています。ですから、ゼロオプションは複数案に含めないことにするというのを3者とも言い切っているんですね。ですが、現実的には、以前、隣県の新潟県村上市で、洋上風力発電の計画があったとき、2017年12月に基数を45基から15基に減らしても事業の採算が合わないということで、計画を断念している事例もあります。これが瀬波温泉の岩船の洋上風力の経緯ですが、海底の地質調査をしたり送電のコストを考えたり様々な調査をした場合、これはできないんじゃないかということになるということもありうるんじゃないかと思います。それがこの3事業者とも、ゼロオプションは複数案に含めないと言い切っています。これはすごく乱暴な書き方かなと思います。確かにそういう意見や見方もあるとしても、法の趣旨、法の精神をないがしろにしているのではないかというのが3者共通の感想です。

委員

今回の場合、配慮書ですので、方法書に行く前にまず配慮事項を詰めていかなければいけないと思っております。

今回は特に、今まで陸から続いている防波堤を除き、何も構造物がなかった海に洋上風力発電を作る計画です。今回の報告書にもありますけども、海では定期船「とびしま」や漁業権のあるような船が通っているわけです。

酒田の灯台はたしか高いもので40m、防波堤にあるものが確かもっと低いと思いますので、船がどこを通るかわかりませんが、洋上風力発電が40基とか60基立った場合に、灯台の光が一瞬でも遮られる部分が当然出てくるような気がしますが、そういったところをまるっきり配慮しなくてもいいのかというところは気になることがあります。

それから、今回、中部電力株式会社の24ページの説明のところにあったんですけども、環境保全上配慮が必要な地域というところがあって、例えば酒田市から一番近いところで1キロメートルくらいのところに40、50、60基作られた場合、今回計画されているのが着床式ということですので、そういったものを海の中に設置した時に、潮の流れが変わったり、海岸の汀線の位置に影響することはないのか等の配慮を検討すべきではないのかと思います。まったく影響がないということであればそれはそれで問題ないかもしれないですけども、配慮事項に入れておいて一度検討したうえで問題ないと結論しないと、今まで何もなかったところに立てるわけですので、まったく影響がないというようなことはないかと思います。

3者とも垂直見込み角を指標にしています。それはおそらく、国の作ったガイドライン等を持ってきていると思うんですけども、圧迫感があるとかないとかを評価するのであれば、既設の風車は陸にあって当然20度以上超えているわけなので、圧迫感があるとかないとかいうような評価ってなんかずれているような気がします。指標が数値で表せるのはいいと思うんですがそれだけでは違う気がします。

また、今ある風車をどう評価しているのかというところが全く抜けているような気がします。

眺望点もいろんな眺望点を検討されていますが、海に風力発電を立てると、当然飛島に行くときに、船から見える鳥海山の景色と風車が重なったりするわけですね。これから方法書の中で具体的な計画を検討することなんですけども、そういった視点で配置を考えると、そういったところを配慮書に書いたほうが現実的なのではないかというような気がしました。

日本風力開発株式会社でもそうかもしれませんが、塗装色にも触れている事業

者もいます。そこも今後色々検討されると思うのですが、海から見たときに、定期船「とびしま」ですとかクルーズ船、貨物船の乗組員といった方たちが酒田市街地を見たときに風車の色っていうのはどういったものかいいのか等、そういったところも当然配慮書に入れたほうがいいのではないのでしょうか。今定めているガイドラインには書いていないかもしれないですが、見た目のことについても、配慮していただいたほうがよろしいのではないかと思います。

最後に、配慮書では、環境の保全について意見を求めるということになっておりますが、私が子どもの時は当然風力発電施設がなかったので、あとから風力発電施設が出てくるとそれに対して良し悪しの意見が出てくるわけですが、風力発電施設ができてから生まれてきた子どもたちは風力発電施設があるのが当たり前の風景になると思うんです。これから洋上風力発電所を作るのであれば今ある環境を保全するという視点だけではなくて、うまくそれを活用するような、そういった視点の配慮も必要なのではないのでしょうか。

定期船「とびしま」で飛島から酒田へ来るときや酒田から飛島へ行くときも洋上風力発電と鳥海山や市街地が一緒に見えるので、新しい風景ができます。そういったところのポジティブな評価の指標もあっていいのではないかと思います。

委員

各配慮書の一番最後のページなんですけども、景観に対する配慮の概要についてです。環境等への影響はあるかもしれないですけども、今後の手続きによって環境保全措置をおこなうことによって影響を回避、低減できる可能性があると言っている訳ですね。これは十里塚海岸もそうですし宮海海岸もそうですけど、全く同じ言い方です。結局、こういう言い方しかできないのだと思います。

それから、景観っていうのは人によって感じ方は違うし、時代によって捉え方も違う。これは分かるんですけども、環境保全措置をおこなうことで、回避、低減できるというふうにされてしまうと、どうしようもないといいますか、結局、審議会で議論しても、そういうふうに言われてしまうと元も子もないという感じがします。初めからこのように低減できる可能性があるという評価するという言い方というのは非常に、強引というか乱暴な印象がございします。

委員

環境問題について、再生可能エネルギー事業のもとに活性化に結び付けるのは非常にいいと思いますが、景観の配慮について言わせていただければ、例えば中部電力株式会社の配慮書80ページの15キロメートル先から見た視点などの影響があるかなどは書いてはいますけども、現実的に今ある風力発電の近くは人が寄らなくなったせいかゴミとか木がすごいんですね。建てるということだけではなく、人が寄らなくなったということへの配慮や対策についてのお考えがあるのかもお答えしていただきたいなと思います。

事務局

今、ご意見いただきましたが、確かに施設を作ることによって、一定の区域に立ち入り等制限する区域、若しくはそれがあることによって人が集まることなどで周辺にゴミ等が散乱するという事実があります。私も現地をそこまで確認してなかったものですから回答が難しいんですけども、そういうことは本来あってはいけないことだと思いますので、環境であったり、景観も含めて必要に応じて検討を進めていきたいと思っております。

議長

ありがとうございました。  
その他、ご意見のある方挙手をお願いします。

委員  
議長

(なし)  
次に、特定の事業者に対する意見をお伺いしたいと思います。

特定の事業者に対する意見がございましたら挙手をお願いします。

委員

日本風力開発株式会社の要約書の、50ページ以降に眺望点とかがありますが、日本風力開発株式会社だけ、西浜がないんです。本来、ここに風車が建ったら一番影響を受けるのが西浜海水浴場、そして、鳥海温泉ゆらりかなと思います。

ゆらりに泊まるときはみんな海が見える部屋を希望します。ゆらりの最上階に泊まったとしても、今度できる風車の高さっていうのは7倍8倍以上っていうものができるものですから、いくら配置や大きさを変えても今の風景っていうのはほとんど取り戻せません。

西浜海水浴場が配慮書にないっていうのは、単純なミスかもしれないですけども、あんまり地域のことがわかってないんじゃないかという気がします。

議長

ありがとうございました。

その他にご意見のある方挙手をお願いします。

委員

(なし)

議長

それではこれまで皆さんからいろいろご意見をいただきましたけれども、本審議会に求められていることは配慮書について市長が県知事に回答するための参考意見ということですのでひとつにまとめる必要はないと判断いたします。したがって、各委員の皆様から出されました意見の趣旨を取りまとめて景観審議会の答申とさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

また、答申書については私のほうにご一任いただきたいと存じますが、それではよろしいでしょうか。

委員

異議なし

議長

それでは、ご異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

(4) その他  
議長

次に(4)その他ですが、委員の皆様からほかに何かございますでしょうか。

委員

これだけ大規模な風力発電を実際にやっている所がまだないということで3者が手を挙げていますが、実際にこれだけ大規模の事業をやられて大丈夫かなと個人的に思いますね。当然審査をクリアした業者がここに手を挙げていたので心配はないと思いますが、今はコロナの影響等もありますし、資材の高騰もありますので当初の事業計画が途中でダメになることも当然あり得ると思います。そこらへんも含めまして大丈夫か不安だという点を個人的な意見とさせていただきます。

事務局

今回の洋上風力発電につきましては、国の方針というような世情も関わってきております。国として洋上風力発電の需要を推進していくことを今回法律も新しく施行して実施しておりますので、それに事業者の方が反応して動いていらっしゃるとう理解しております。そういう意味では企業側としても当然一定のメリットがあるということを前提としたうえで動いていらっしゃるものと理解します。

この事業に関しては最終的には国のほうで事業の公募をして、その公募された事業の中から1者若しくは1グループが選ばれることとなります。そういう意味では調査をして応募しても落選する可能性がございます。調査自体に、おそらく

数億円以上の金がかかる事業ですので、ある意味では事業者の方もそれを踏まえたかたちで今回の事業に向かっていらっしゃるものと理解しております。現実問題として途中で頓挫する、中止になるという可能性がゼロではないとは思いますが、当該事業に関しては国のほうで推進している部分がございますので、遊佐町沖については、一定程度準備ができています地域として10エリアに入っております。その先にあるのは有望な地域として4地域がさらに選定されており、先行して動いている所もございます。そういうところも先進地事例として見ながら、調査事業が進められると理解しています。

現実問題として、民間がどの程度のことを想定していらっしゃるかわからないですけれども実は現在洋上風力の売電価格というのがFIT（再生可能エネルギー固定価格買取制度）の制度変更で2020年から入札方式になっておりまして単価が変わっています。昨年度までは1キロワット36円という単価設定とされておりまして。単純に36円で単価設定されていることを前提にした場合ですと、50万キロワットの発電があるということは年間の売電額が400億円位を想定されると理解しておりますので、相当大きい事業であることは考えられます。そういう意味では多くの事業者が反応をしているのかなとは思っておりますので国の方向性等を考えれば事業はおそらく進んでいくものと思います。

ただ当然地元の了解意見等というものは踏まえていかなければいけないと思っておりますのでその部分について皆さんからのご意見をいただければと思っております。

議長

そのほか委員の皆さんから何かございますでしょうか。

委員

最近、新聞を見てますと、旧式の石炭火力を廃止するという方針がでてからのすごい勢いで。

そして先週17日に官民協議会、そしてすぐ21日には促進区域の指定管理、今既に長崎県五島沖、秋田県に3か所ですね男鹿半島の北側、能代 男鹿半島の南側の由利本荘の北部南部ですね、秋田県だけで3か所既に促進区域に指定され公募が始まっている状況です。中部電力株式会社ですとか日本風力開発株式会社がそこにも全部名乗りを上げているんですね。ですから由利本荘から男鹿半島の北まで全て何百基も風力発電計画がきている。遊佐の計画はその延長線上で県境部分だけジオパークの関係で抜けていますけど、ほとんど秋田県の能代からずっと繋がっているその一角なんです。

秋田県に行きますと風車が映らない風景はないというように言えるほど風車が乱立しておりまして秋田県のほうではですね、これ以上風車を建てないでくれという運動がおきています。ちょっと紹介しますと「秋田風力発電に反対する県民の会」「由利本荘にかほ市の風力発電を考える会」「能代 洋上風力発電を考える会」こういった会が署名活動として活字出しとか一生懸命に活動していて、事業者優先で住民の声が無視されています。21日に秋田県の3か所が促進区域に指定された同日付で経産大臣、厚労大臣に対して反対の声明文を出しています。秋田県では決して順風満帆ではないし、諸手を上げて皆が皆賛成している訳でない、その延長線上に遊佐があるんです。

私個人的な意見を言わせていただければ、やはりFacebookでも言っていますが、本当に夕日がきれいな時ってのは白木海岸、十里塚、西浜あたりの夕日の写真がボンボンとFacebookにあがってくるんですよ。やっぱり我々酒田に住む人にとって天気の良い日夕焼けの時には海に出たいなあと思うわけです。

ですからけっして諸手を上げて私は賛成できません。むしろ本当は何もない美しい風景を次世代に私は受け継いでいきたいと思っております。以上です。

委員

今回の風車は全て着床式になっているわけですが、浮体式の洋上風力発電

もマスコミなどで報道されているわけですし、今回のこの配慮書の中でどうして浮体式が落とされたとかそういったところもこちらの分厚い本に書いてあるかもしれませんが、その点を今後明確的にしていただける機会があれば教えていただきたいなと思っています。

事務局

一般的な解説の中で見ますと浮体式と着床式の一番の差というのは、当然地盤はありますけど一番は水深だと聞いています。40mまでについては着床式というものが実用的であって、それを超える水深となってくると浮体式というものを考えるように解説には書いてございました。今回の水域が10mから40mの区域となっておりますので、おそらく各社着床式でご提案をいただいたものと理解しております。

ただ、配慮書にもありましたけれど、これから地質調査等行ったうえで、変更もあり得るといふ言い方になっていきますので、そのへんは実際の調査をしたうえで出てくるものと理解しております。

議長

ありがとうございました。  
その他ございませんでしょうか。

委員

(なし)

議長

それでは以上を持ちまして審議を終了し、進行を事務局にお返しいたします。

5 その他

事務連絡 <次回の開催予定日(案)について>

6 閉 会